

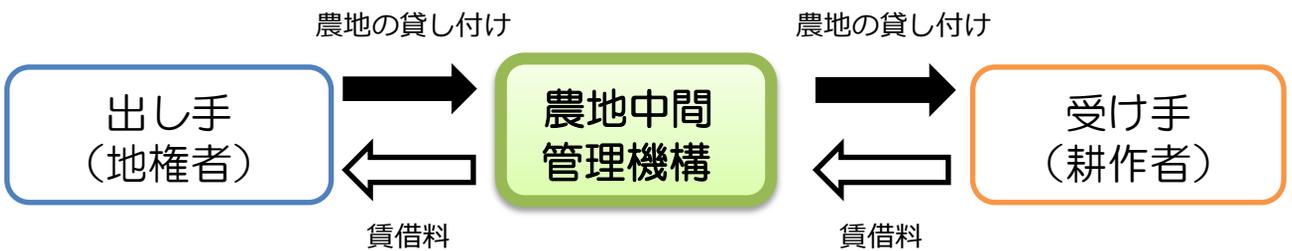
【現在】JAとの農地の貸し借り



農地中間管理機構を通した契約へと変わります

【令和2年4月以降】

農地中間管理機構との農地の貸し借り



※福岡県では、県知事が指定した公的機関である（公財）福岡県農業振興推進機構が中間管理機構となります。



制度変更後も農家の負担は増えないような形に・・・

- 制度変更後も受付窓口は、今までどおりJAが行います。
- 記入、押印が必要な書類は、JAから耕作者へ送付します。

- | | | | | |
|---|---|--|---|---|
| <p>変更に必要となります。</p> <p>原則、賃借料は固定となります。</p> <p>賃借料の変更はできませんか？</p> | <p>④ 過半の同意があれば可能で、権利の代表を決め、権利の同意があれば可能で、権利の代表を決め、権利の</p> <p>③ 共有地や未相続農地の貸し借</p> | <p>③ ともできます。</p> <p>③ ともできます。</p> <p>③ ともできます。</p> | <p>② ない契約期間途中の農地はどう</p> <p>② 現在、JAと貸し借りをし</p> | <p>① 了した農地はどうなりますか？</p> <p>① 了した農地はどうなりますか？</p> |
|---|---|--|---|---|

以下の日程で説明会を開催しますので、ご参加をお願いします。

- 令和2年1月7日（火）18：00～20：00 JA北九遠賀生産センター 2階会議室
- 令和2年1月8日（水）13：30～15：30 JA北九遠賀生産センター 2階会議室
- 令和2年1月18日（土）9：30～11：30 遠賀コミュニティーセンター 1階ホール